

さいたま市立病院の救命救急センターの指定について

1 救命救急センター

(1) 主な要件

- ア 原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする。
- イ 24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。
- ウ 救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床（概ね20床以上）の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有するものとする。

(2) 設置根拠

- 「埼玉県救命救急センター指定要綱」（平成27年11月4日医第1142号）
- 「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）

(3) 県内の状況

- 令和2年10月30日現在、8病院が救命救急センターに指定されている。
（別紙「救命救急センター位置図」参照）

2 申請医療機関の概要

- (1) 名 称 さいたま市立病院
- (2) 開 設 者 さいたま市長 清水 勇人
- (3) 管 理 者 院長 堀之内 宏久
- (4) 所 在 地 さいたま市緑区大字三室2460番地
- (5) 病 床 数 637床（うち救命救急センター専用病床20床）
- (6) 診 療 科 目 30科
内科、消化器内科、呼吸器内科、精神科、脳神経内科、循環器内科、小児科、新生児内科、外科、消化器外科、血管外科、呼吸器外科、整形外科、リハビリテーション科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、救急科、病理診断科、緩和ケア内科
- (7) 主な機能 災害拠点病院、地域周産期母子医療センター、地域医療支援病院、第二種感染症指定医療機関、地域がん診療連携拠点病院

3 運営開始予定年月日

令和2年12月1日